

平成 30 年度 高齢者虐待防止法に基づく 対応状況等に関する調査結果について（概要版）

厚生労働省が実施した、平成 30 年度における「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」に基づく対応状況等に関する調査のうち、滋賀県に関する結果の概要は、以下のとおりでした。

【調査結果の全体像】

		平成 30 年度	平成 29 年度	平成 28 年度
養護者による虐待	相談・通報件数	569 件	534 件	545 件
	虐待判断件数	350 件	355 件	383 件
	被虐待者数	358 人	366 人	389 人
養介護施設従事者等による虐待	相談・通報件数	35 件	26 件	23 件
	虐待判断件数	17 件	11 件	11 件
	被虐待者数	17 人	20 人	22 人

1. 養護者による高齢者虐待についての対応状況

（1）相談・通報受理件数

- 県内の 19 市町で受け付けた相談・通報件数は、569 件でした。
- 市町による事実確認の結果、虐待と判断された件数は 350 件、被虐待者数は 358 人でした。

（2）相談・通報者

- 「介護支援専門員」が 237 人（41.7%）と最も多く、次いで「警察」が 64 人（11.2%）、「当該市町行政職員」が 50 人（8.8%）でした。

表 1 相談・通報者（複数回答）

		介護支援専門員	介護保険事業所職員	医療機関従事者	近隣住民・知人	民生委員	被虐待者本人	家族・親族	虐待者自身	当該市町行政職員	警察	その他	不明（匿名含）	合計
H30年度	人	237	34	35	19	19	24	49	15	50	64	40	2	588
	割合	41.7%	6.0%	6.2%	3.3%	3.3%	4.2%	8.6%	2.6%	8.8%	11.2%	7.0%	0.4%	—
H29年度	人	241	27	25	14	19	37	35	7	44	60	37	1	547
	割合	45.1%	5.1%	4.7%	2.6%	3.6%	6.9%	6.6%	1.3%	8.2%	11.2%	6.9%	0.2%	—

（注）割合は相談・通報件数に（H30：569 件、H29：534 件）に対するもの。

（3）虐待の種別・類型

- 「身体的虐待」が 228 人（63.7%）と最も多く、次いで「心理的虐待」が 127 人（35.5%）、「介護・世話の放棄、放任（ネグレクト）」が 79 人（22.1%）、「経済的虐待」が 53 人（14.8%）でした。

表 2 虐待の種類・類型（複数回答）

		身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計
H30年度	人	228	79	127	2	53	489
	割合	63.7%	22.1%	35.5%	0.6%	14.8%	—
H29年度	人	216	86	133	1	66	502
	割合	59.0%	23.5%	36.3%	0.3%	18.0%	—

（注）割合は被虐待者の総数（H30：358 人、H29：366 人）に対するもの。

(4) 虐待の深刻度

- 各市町の判断では、もっとも深刻な「5 生命・身体・生活に関する重大な危険」に該当するのは 34 人 (9.5%) でした。

表 3 虐待の深刻度 (各市町の判断によるもの)

5 段階による判断		5 生命・身体・ 生活に関する 重大な危険	4 ～	3 生命・身体・ 生活に 著しい影響	2 ～	1 生命・身体・ 生活への影響 や本人意思の 無視等	合 計
H30年度	人	34	27	102	84	111	358
	割合	9.5%	7.5%	28.5%	23.5%	31.0%	100.0%
H29年度	人	30	16	128	61	131	366
	割合	8.2%	4.4%	35.0%	16.7%	35.8%	100.0%

(注) 割合は、被虐待者の総数 (H30 : 358 人、H29 : 366 人) に対するもの。

(5) 被虐待者の性別・年齢・認知症の有無

- 性別では、「女性」が 268 人、「男性」が 90 人でした。
- 年齢階層別では、「75～79 歳」が 83 人 (23.2%) と最も多く、次いで「85～89 歳」が 74 人 (20.7%)、「80～84 歳」が 69 人 (19.3%) でした。
- 被虐待者の中で、介護保険の認定を受け、認知症または認知症の疑いを示す「認知症日常生活自立度Ⅱ」以上 (認知症はあるが自立度不明含む) の人は 219 人 (61.2%) でした。

表 4 被虐待者の性別

		男性	女性	不明	合 計
H30年度	人	90	268	0	358
	割合	25.1%	74.9%	0.0%	100.0%
H29年度	人	95	271	0	366
	割合	26.0%	74.0%	0.0%	100.0%

(注) 割合は、被虐待者の総数 (H30 : 358 人、H29 : 366 人) に対するもの。

(注) [参考値] 65 歳以上の人口 359,200 人のうち、男性 160,279 人 (45%)、女性 198,921 人 (55%)

75 歳以上の人口 175,726 人のうち、男性 71,591 人 (41%)、女性 104,135 人 (59%)

(『平成 30 年滋賀県推計人口年報』より)

表 5 被虐待者の年齢階層

		65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	不明	合 計
H30年度	人	37	44	83	69	74	51	0	358
	割合	10.3%	12.3%	23.2%	19.3%	20.7%	14.2%	0.0%	100.0%
H29年度	人	36	36	70	100	77	47	0	366
	割合	9.8%	9.8%	19.1%	27.3%	21.0%	12.8%	0.0%	100.0%

(注) 割合は、被虐待者の総数 (H30 : 358 人、H29 : 366 人) に対するもの。

表 6 被虐待者の認知症の有無

		被虐待者の数	被虐待者のうち 介護保険認定済み	
			うち認知症または 認知症疑い	
H30年度	人	358	284	219
	割合	-	79.3%	61.2%
H29年度	人	366	291	225
	割合	-	79.5%	61.5%

(注) 割合は、被虐待者の数 (H30 : 358 人、H29 : 366 人) に対するもの。

(注) 「認知症または認知症疑い」は、認知症日常生活自立度Ⅱ以上 (認知症はあるが自立度不明含む) の人数。

(6) 被虐待者から見た虐待者の続柄

- 被虐待者から見た虐待者の続柄は、「息子」が146人(38.2%)と最も多く、次いで「夫」が86人(22.5%)、「娘」が64人(16.8%)、「妻」が35人(9.2%)、「息子の配偶者(嫁)」が22人(5.8%)の順でした。

表7 被虐待者から見た虐待者の続柄 (複数回答)

		夫	妻	息子	娘	息子の 配偶者 (嫁)	娘の 配偶者 (婿)	兄弟 姉妹	孫	その他	不明	合計
H30年度	人	86	35	146	64	22	3	4	10	12	0	382
	割合	22.5%	9.2%	38.2%	16.8%	5.8%	0.8%	1.0%	2.6%	3.1%	0.0%	100.0%
H29年度	人	76	35	156	65	26	1	9	10	20	0	398
	割合	19.1%	8.8%	39.2%	16.3%	6.5%	0.3%	2.3%	2.5%	5.0%	0.0%	100.0%

(注) 割合は、虐待者数の総数 (H30 : 382 人、H29 : 398 人) に対するもの。

(7) 虐待への対応策について

- 平成30年度中に対応が必要とされた被虐待者の人数は、平成30年度中に新たに被虐待者と判断された人(358人)と平成29年度までに被虐待者と判断され引き続き対応が必要とされた人(311人)の合計669人でした。
- 対応策として、「被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例」が180人(26.9%)で、そのうち「老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置」が63人、「契約による介護保険サービスの利用」が48人でした。
- 「被虐待者と虐待者を分離していない事例」は、406人(60.7%)で、そのうち「養護者に対する助言・指導」が264人、「既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し」が157人でした。

表8 分離の有無

	H30年度		H29年度	
	人数	割合	人数	割合
被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例	180	26.9%	144	21.2%
被虐待者と虐待者を分離していない事例	406	60.7%	412	60.6%
現在対応について検討・調整中の事例	3	0.4%	9	1.3%
虐待判断時点で既に分離状態の事例(別居、入院、入所等)	60	9.0%	66	9.7%
その他	20	3.0%	49	7.2%
合計	669	100.0%	680	100.0%

(注) 合計件数中には、対象年度中の虐待判断事例の他、「事実確認調査までは対象年度以前に行われ、その対応策が対象年度に入ってから執られた事例」が含まれている。

表9 分離を行った事例の対応

	H30年度		H29年度	
	人数	割合	人数	割合
契約による介護保険サービスの利用	48	26.7%	33	22.9%
上記のうち面会の制限を行った事例	5	—	4	—
老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	63	35.0%	51	35.4%
上記のうち面会の制限を行った事例	34	—	29	—
緊急一時保護	13	7.2%	11	7.6%
上記のうち面会の制限を行った事例	6	—	8	—
医療機関への一時入院	32	17.8%	18	12.5%
上記のうち面会の制限を行った事例	1	—	0	—
上記以外の住まい・施設等の利用	12	6.7%	26	18.1%
上記のうち面会の制限を行った事例	5	—	6	—
虐待者を高齢者から分離（転居等）	11	6.1%	4	2.8%
上記のうち面会の制限を行った事例	1	—	0	—
その他	1	0.6%	1	0.7%
上記のうち面会の制限を行った事例	0	—	0	—
合計	180	100.0%	144	100.0%
上記のうち面会の制限を行った事例	52	—	47	—

(注) 割合は、分離を行った事例の総数 (H30 : 180 人、H29 : 144 人) に対するもの。

表10 分離を行っていない事例の対応（複数回答）

	H30年度		H29年度	
	人数	割合	人数	割合
養護者に対する助言・指導	264	65.0%	268	65.0%
養護者が介護負担軽減のための事業に参加	10	2.5%	11	2.7%
被虐待者が新たに介護保険サービスを利用	30	7.4%	27	6.6%
既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	157	38.7%	155	37.6%
被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用	21	5.2%	18	4.4%
その他の対応	72	17.7%	90	21.8%
経過観察（見守り）	64	15.8%	51	12.4%

(注) 割合は、分離を行っていない事例の数 (H30 : 406 人、H29 : 412 人) に対するもの。

2. 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況

(1) 相談・通報受理件数

- 県内の19市町で受け付けた相談・通報件数は、35件でした。
- 市町による事実確認の結果、虐待と判断された事例は17件でした。

(2) 相談・通報者

- 相談・通報者の内訳は、「当該施設職員」が14人(40.0%)と最も多く、次いで「家族・親族」が6人(17.1%)、「当該施設元職員」が5人(14.3%)でした。

表 1 1 相談・通報者（複数回答）

		本人による届出	家族・親族	当該施設職員	当該施設元職員	施設・事業所の管理者	医療機関従事者(医師含)	介護支援専門員	介護相談員	地域包括支援センター職員	社会福祉協議会職員	国民健康保険団体連合会	都道府県から連絡	警察	その他	不明(匿名含)	合計
		H30年度	人	0	6	14	5	2	1	1	2	3	0	0	0	0	3
	割合	0.0%	17.1%	40.0%	14.3%	5.7%	2.9%	2.9%	5.7%	8.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	8.6%	2.9%	-
H29年度	人	0	7	11	3	3	1	1	0	4	0	0	1	0	2	0	33
	割合	0.0%	26.9%	42.3%	11.5%	11.5%	3.8%	3.8%	0.0%	15.4%	0.0%	0.0%	3.8%	0.0%	7.7%	0.0%	-

(注) 割合は、相談・通報件数の総数 (H30: 35 件、H29: 26 件) に対するもの。

(3) 施設・事業所の種別

- 施設・事業所の種別は「特別養護老人ホーム」が 5 件 (29.4%) と最も多く、次いで「認知症対応型共同生活介護」が 4 件 (23.5%) でした。

表 1 2 養介護施設従事者による高齢者虐待が認められた事業所種別

	H30年度		H29年度	
	件数	割合	件数	割合
特別養護老人ホーム	5	29.4%	5	45.5%
介護老人保健施設	0	0.0%	1	9.1%
介護療養型医療施設	0	0.0%	0	0.0%
認知症対応型共同生活介護	4	23.5%	2	18.2%
(住宅型)有料老人ホーム	0	0.0%	0	0.0%
(介護付き)有料老人ホーム	2	11.8%	0	0.0%
小規模多機能型居宅介護等	0	0.0%	1	9.1%
軽費老人ホーム	0	0.0%	0	0.0%
養護老人ホーム	0	0.0%	0	0.0%
短期入所施設	0	0.0%	1	9.1%
訪問介護等	2	11.8%	1	9.1%
通所介護等	3	17.6%	0	0.0%
居宅介護支援等	1	5.9%	0	0.0%
その他	0	0.0%	0	0.0%
合計	17	100.0%	11	100.0%

(注) 割合は虐待のあった施設の総数 (H30:17 件、H29:11 件) に対するもの。

(4) 虐待の種別・類型

- 虐待の種別・類型は「身体的虐待」が 9 件 (52.9%) と最も多く、次いで心理的虐待が 8 件 (47.1%) でした。

表 1 3 虐待の種別・類型（複数回答）

		身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計
		H30年度	人	9	1	8	0
	割合	52.9%	5.9%	47.1%	0.0%	0.0%	-
H29年度	人	12	1	10	3	0	26
	割合	60.0%	5.0%	50.0%	15.0%	0.0%	-

(注) 割合は被虐待者の総数 (H30:17 人、H29:20 人) に対するもの。

(5) 被虐待者の性別・年齢

- 性別は、「女性」が 12 人 (70.6%)、「男性」が 5 人 (29.4%) でした。
- 年齢は、「90～94 歳」が 6 人 (35.3%) と最も多く、次いで「75～79 歳」、「85～89 歳」がともに 3 人 (17.6%) でした。

表 1 4 被虐待者の性別

		男	女	不明	合計
H30年度	人	5	12	0	17
	割合	29.4%	70.6%	0.0%	100.0%
H29年度	人	8	12	0	20
	割合	40.0%	60.0%	0.0%	100.0%

(注) 割合は被虐待者の総数 (H30:17 人、H29:20 人) に対するもの。

(注) [参考値] 65 歳以上の人口 359,200 人のうち、男性 160,279 人 (45%)、女性 198,921 人 (55%)

75 歳以上の人口 175,726 人のうち、男性 71,591 人 (41%)、女性 104,135 人 (59%)

(『平成 30 年滋賀県推計人口年報』より)

表 1 5 被虐待者の年齢

		65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90～94歳	95～99歳	100歳以上	不明	合計
H30年度	人	1	0	3	1	3	6	2	0	1	17
	割合	5.9%	0.0%	17.6%	5.9%	17.6%	35.3%	11.8%	0.0%	5.9%	100.0%
H29年度	人	2	1	1	3	6	3	2	2	0	20
	割合	10.0%	5.0%	5.0%	15.0%	30.0%	15.0%	10.0%	10.0%	0.0%	100.0%

(注) 割合は被虐待者の総数 (H30:17 人、H29:20 人) に対するもの。

(6) 虐待者の職種

- 虐待者の職種は、「介護職 (介護福祉士以外)」、「介護職 (介護福祉士か不明)」がともに 5 人 (35.7%) と最も多く、次いで「介護福祉士」が 2 人 (14.3%) でした。

表 1 6 虐待者の職種

	H30年度		H29年度	
	人	割合	人	割合
管理職	1	7.1%	1	5.6%
介護職 (介護福祉士)	2	14.3%	4	22.2%
介護職 (介護福祉士以外)	5	35.7%	5	27.8%
介護職 (介護福祉士か不明)	5	35.7%	6	33.3%
看護職	0	0.0%	1	5.6%
施設長	1	7.1%	0	0.0%
その他	0	0.0%	1	5.6%
合計	14	100.0%	18	100.0%

(注) 割合は虐待を行った従事者の総数 (H30:14 人、H29:18 人) に対するもの。

(7) 虐待事案への対応状況

- 平成 30 年度に市町が対応を行った虐待事案 (対象年度以前に通報受理・事実確認調査をした事案を含む) 21 件の事案について、市町により「施設等に対する指導」が行われた事案は 20 件であり、「改善計画提出依頼」が行われた事案は 19 件でした。(事前に自主的に改善に向けた取り組みが行われた場合や施設自体が廃止された場合等は、改めて市町による指導や改善計画提出依頼が行われない場合があります。)
- 介護保険法の規定に基づき「報告徴収、質問、立入検査」が行われた事案は 1 件であり、「改善勧告」が行われた事案は 2 件でしたが、「指定の効力停止」や「指定取消」に至った事案はありませんでした。
- 老人福祉法の規定に基づき「報告徴収、質問、立入検査」が行われた事案は 1 件でした。

表17 虐待事案への対応状況（複数回答）

		H30年度		H29年度	
		件数	割合	件数	割合
市町村による 指導等	施設等に対する指導	20	95.2%	11	91.7%
	改善計画提出依頼	19	90.5%	11	91.7%
	従事者等への注意・指導	16	76.2%	8	66.7%
介護保険法の 規定に基づく 権限の行使	報告徴収、質問、立入検査	1	4.8%	1	8.3%
	改善勧告	2	9.5%	1	8.3%
	改善勧告に従わない場合の公表	0	0.0%	0	0.0%
	改善命令	0	0.0%	0	0.0%
	指定の効力の全部又は一部停止	0	0.0%	0	0.0%
	指定取消	0	0.0%	0	0.0%
	現在対応中	0	0.0%	1	8.3%
その他	0	0.0%	1	8.3%	
老人福祉法の 規定に基づく 権限の行使	報告徴収、質問、立入検査	1	4.8%	0	0.0%
	改善命令	0	0.0%	0	0.0%
	事業の制限、停止、廃止	0	0.0%	0	0.0%
	認可取消	0	0.0%	0	0.0%
	現在対応中	0	0.0%	0	0.0%
その他	0	0.0%	0	0.0%	

(注) 割合は、対象年度に対応を行った虐待（対象年度以前に通報受理・事実確認調査をした事案を含む）の総数（H30：21件、H29：12件）に対するもの。